

# 記者発表（配付）資料

平成 31 年（2019 年）3 月 22 日

所属部課	部長	課長	担当	連絡先
萩市 保健部 地域医療推進課	田中 慎二	松原 功明	池内 剛	0838-26-1397
萩市 総合政策部 企画政策課	香川 信善	田村 佳代子	大久保 成彦	0838-25-3342

件名	市民の皆さんの声を反映した萩市の提案が、『地方分権改革推進MVP』を受賞しました。
----	---

国においては、平成 26 年度から「地方の提案で国の制度が変えられる仕組み」として、「提案募集方式」を導入しています。

これは、「地域の実情に合わなくなった」、「取組を行う上で支障となっている」などの国の制度に対し、自治体から制度改善等の提案を募集し、制度の見直し等を行い、地域の課題解決や、住民サービスの向上等を推進するものです。

平成 30 年度に、全国の自治体から提案があった 319 件の中から、萩市が提案した「住民に身近な薬局の存続に向け、へき地の薬局の管理薬剤師の兼務許可についての提案」が、他団体からの提案の模範となる取組として、このたび、『地方分権改革推進MVP』を受賞しました。

なお、本日、東京都千代田区で開催された「地方分権改革シンポジウム ～地方の提案で国の制度が変わる～」において、藤道市長が MVP を授与され、取組事例の紹介を行いました。

## 記

### 1. 萩市提案事項（別紙参照：「平成 30 年地方分権改革に関する提案」申請内容）

◆住民に身近な薬局の存続に向け、へき地の薬局の管理薬剤師の兼務許可についての提案  
薬局の管理薬剤師は、学校薬剤師等を除き、複数の薬局を兼務することが出来ない制度となっている。

田万川地域の民間薬局において、現状の診療所の診療日に合わせた週 2 日の開局では、店舗経営が困難で、管理薬剤師の兼務が認められなければ、当該薬局は撤退に追い込まれる。

薬局の管理薬剤師の兼務許可について、薬局の所在地がへき地等の薬剤師の確保が困難な地域である場合には、都道府県知事が柔軟に兼務を許可できるよう要件の緩和を提案。

## 2. 受賞理由（内閣府コメント）

萩市は全域が過疎地域という地域事情にあり、薬局毎に専従の管理薬剤師を配置しなければならないこととされているため、特に中山間地域においては経営上、管理薬剤師を配置することが困難で薬局の存続が危ぶまれ、地域住民の生活に大きな支障が生じる危機にあったところ、地域課題に真摯に向き合い、萩市単独で提案募集方式により提案をし、改善策を引き出すことが出来た事例で、今後、過疎地域や町村などの小規模団体からの提案の模範となる取組であった。

### **【参考：今回のMVP受賞3団体】**

- 鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課「病児保育の要件明確化による仕事と子育ての両立支援」
- 西予市消防本部消防総務課「休日を含む24時間体制の救急業務を可能にし、地域住民の満足度向上に貢献」
- 萩市「住民に身近な薬局の存続に向け、へき地の薬局の管理薬剤師の兼務許可についての提案」

## 3. 提案後の状況

平成31年3月中に、当該薬局から山口県知事に対し、許可申請が行われる予定

(県の所管課：健康福祉部薬務課 電話 083-933-3020)

### **<問い合わせ先>**

#### **◆萩市の提案内容に関すること**

**萩市 保健部 地域医療推進課**

(0838-26-1397)

#### **◆その他に関すること**

**萩市 総合政策部 企画政策課**

(0838-25-3342)

# 「萩市・平成 30 年地方分権改革に関する提案」申請内容

～ 県知事の管理薬剤師の兼務許可（田万川地域薬局関係）～

平成 31 年 3 月 20 日  
萩市総合政策部企画政策課

## ◆提案事項

住民に身近な薬局の存続に向け、へき地の薬局の管理薬剤師の兼務許可についての提案

## ◆求める措置の具体的な内容

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 7 条第 3 項」で規定する薬局の管理薬剤師の兼務許可について、薬局の所在地がへき地等の薬剤師の確保が困難な地域である場合には、都道府県知事が柔軟に兼務を許可できるような要件を緩和していただきたい。

## ◆申請の経緯及び概要

本市の田万川地域では、平成 27 年 12 月に民間の医療機関が閉院し、一時的に無医地区となったが、市内医療機関の協力により、平成 28 年 10 月に国民健康保険田万川診療所を開設し、週 2 日と限定されるものの診療を開始することができた。

しかしながら、田万川診療所に隣接する民間薬局において、週 2 日の診療日数に合わせた開局による収入では、薬局の管理者として専属の薬剤師を配置した店舗経営が困難な状況にある。管理薬剤師の兼務が認められない状況が続くようであれば、当該薬局は撤退に追い込まれることになり、そうなった場合、利用者の多くは高齢者であることから、公共交通がほとんど無い起伏の激しい道路を往復 30～50 分も歩いて、遠方にある他の薬局を利用せざるを得ない極めて厳しい事態となる。

県からは「厚生労働省にも確認したが、公益性のある学校薬剤師としての業務等、極めて例外的に認められるとのことであり、県としては兼務の許可はできない」との回答。

これを受けて、昨年 5 月に地方分権改革に関する提案において、具体的な支障事例「へき地における薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の緩和について」として内閣府に提出した。山口市をはじめ、徳島県、高知県のご賛同をいただき、全国市長会においても厚生労働省に対して積極的な検討を求められた。

萩市が提出した提案の取扱いについては、『へき地における薬局の管理者の兼務要件については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会での薬局・薬剤師の在り方に関する議論を踏まえて検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。』と閣議決定された。（平成 30 年 12 月 25 日）

## ◆制度改正による効果

へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の緩和により、地域の暮らしに必要な薬局の維持が期待できる。

## ◆根拠法令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の第 7 条第 3 項、「薬事法の施行について」（昭和 36 年 2 月 8 日厚生省薬務局長通知）

# ◆地方分権改革・提案募集方式について

## 地域の課題を解決するための提案を地方から出していただく制度が「提案募集方式」です

地域の方々の声から地域の課題やニーズを自治体が把握し、地方から内閣府に提案を出していただきます。提案は有識者会議等の審議や各府省との調整ののち対応方針を閣議決定し、その後必要な法改正等が行われます。



### 提案募集方式によって、例えばこのようなことが可能になりました

- 事例1** 地域の実情に応じた救急隊編成基準の緩和 (西予市(愛媛県))
- 事例2** 病児保育における看護師等の常駐要件の明確化 (鳥取県等)

**地域の課題**  
救急隊は救急車1台と救急隊員3人以上で編成しなければならないが過疎地域等では救急隊員3名を常に確保するのが難しい。

#### ▼ 提案

**提案による解決** (消防法施行令の一部改正)  
過疎地域等では、救急車1台+救急隊員2名以上+准救急隊員\*1名以上で救急隊を編成できるようになり、**過疎地域等の救急出張所でも24時間運用が可能に!**

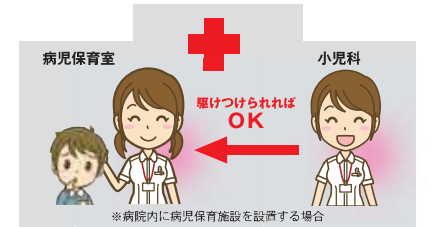
\*准救急隊員は救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した者



**地域の課題**  
国の補助を受けて病児保育事業を実施する場合、児童概ね10人につき看護師等1名以上が必要だが、常時配置すべきか不明確。

#### ▼ 提案

**提案による解決** (通知)  
看護師等が緊急時に駆けつけられれば、常駐の必要がないことが明確化され、**医療機関併設型の病児保育施設が新たに開設できた。**



### 制度改正等

#### 提案募集の対象

- 地方公共団体への事務・権限の移譲
- 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付け及び必置規制の見直し)
- ※国・地方の税財源配分や税制改正、予算事業の新設、国が直接執行する事業の運用改善、現行制度で対応できる場合等は、提案の対象外

#### 提案募集方式の主体

- 都道府県及び市町村(特別区含む)
- 一部事務組合及び広域連合
- 全国的連合組織
- 地方公共団体を構成員とする組織